

## 平成30年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 平成30年11月20日（火）午前10時00分～午前10時52分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

柳会長、平手第二部会長、池邊委員、池本委員、佐々木委員、寺島委員、西川委員、  
宮越委員

■議事内容

審議

「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議

⇒ 地盤、水循環及び自然との触れ合い活動の場について審議を行った。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第 5 回）

速 記 録

平成 30 年 11 月 20 日（火）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

(午前 10 時開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは時間になりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。  
す。

事務局から御報告を申し上げます。現在、第二部会 11 名のうち、8 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから、第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議とその他となっております。

それでは、「江戸川清掃工場建替事業」環境影響評価書案に係る項目別審議を行います。

初めに、地盤について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

本日の資料 1 ページをお願いいたします。資料 1-1、地盤の項目審議資料でございます。

説明については、お手元に配付させていただいております評価書案の冊子に沿って説明をさせていただきます。

評価書案の 351 ページをお願いいたします。

現況調査の調査事項ですが、表 8.5-1 に記載のとおり、地盤の状況など 5 事項でございます。

353 ページをお願いいたします。

こちらは、ボーリング調査及び地下水位の調査地点を示す図でございます。緑色の丸がボーリング及び被圧地下水の地下水位の調査地点として 4 地点、赤色の丸が不圧地下水の地下水位の調査地点として 4 地点、それぞれ示されてございます。

359 ページをお願いいたします。

現況ボーリング調査における地盤構成の状況でございます。左の 358 ページの上段に地盤構成状況図の断面位置が 4 つ示されてございます。それぞれの断面に対応する形で 359 ページ、それから 360 ページに地盤構成が示されてございます。現地ボーリング調査における地盤構成状況は、358 ページの図 8.5-5 (1) から 360 ページの図 8.5-5 (6) に示すとおりで、地盤構成状況図凡例のとおり、計画地における地層は大きな乱れがなく、ほぼ一様に広がってございます。上部から、埋土層、完新世の上部有楽町層砂質土層、下部有楽町層粘性土層及び砂質土層、更新世の東京層粘性土層、第一砂質土層、第二砂質土層、第二粘性土層、第三砂質土層及び第三粘性土層となっております。

364 ページをお願いいたします。

こちらは、表と、それから下のグラフでございますが、不圧地下水位調査結果及び降雨量でございます。観測井①-B から④のストレナーは、上端の位置が A. P. +0m~+0.5m、下端の位置が A. P. -7m~-4m であり、上部有楽町層砂質土層の地下水を観測している状況でございます。不圧地下水位は、降水量の大きかった平成 28 年の夏季後半から秋季前半に高く、冬季にかけて低下し、平成 29 年の冬から春にかけて降水量の増加に伴い地下水位が上昇しましたが、春から夏にかけては平年よりも降水量が小さく、地下水位の変化も大きくなり、グラフのとおり、地下水位と降雨との間には密接な関係が見られてございます。

右の 365 ページをお願いいたします。

こちらの表とグラフですが、被圧地下水位調査結果及び降雨量でございます。観測井①-A ~④のストレナーは、上端の位置が A. P. -10m~-9m、下端の位置が A. P. -26m~-25m であり、東京層第一砂質土層の地下水を観測している状況でございます。被圧地下水位は、不圧地下水位と比べて年間の変動が小さいのですが、不圧地下水と同様の変動傾向を示しておりまして、降雨の影響があると考察してございます。

少し飛びまして、366 ページをお願いいたします。

こちらの図は、計画地内の不圧地下水面図でございます。こちらの流況でございますが、地点①-B の水位が 0.44m、地点②が 0.59m、地点③が 0.12m、地点④が 0.68m で、青色の矢印のとおり、おおむね南東から北西のほうに流れている状況でございます。

右の 367 ページをお願いいたします。

こちらの図が、計画地内の被圧地下水面図でございます。こちらの流況でございますが、地点①-A が-1.15m、地点②が-1.08m、地点③が-1.53m、地点④が-0.96m で、青色の矢印のと

おり、おおむね南東から北西に向かって流れている状況でございます。

370 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項のうち、工事の施行中は、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い、地盤の変形の範囲及び変形の程度、地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及び程度の3つの事項を、また工事の完了後は、地下構造物の存在により、地盤の変形の範囲及び変形の程度、それから地下水の水位及び流況の変化の程度、地盤沈下の範囲及び程度の3つの事項としてございます。

372 ページをお願いいたします。

予測結果でございます。

工事の施行中のうち、(ア)の地盤の変形の範囲及び変形の程度でございます。本事業では、掘削工事に先立ち、山留壁を構築いたします。

371 ページの図をご覧ください。

工事の地下部分については、大深度までの施行が可能で、剛性や遮水性の高いSMWによる山留壁を打設し、地盤を安定させる。また、煙突基礎部分では、鋼製矢板などによる山留めにより地盤を安定させ掘削工事を行う予定でございます。これらの山留工法は、建設工事や土木工事において一般的に採用されている工法であり、十分に安定性を確保できることが確認されてございます。したがって、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤などへの影響は小さいと予測してございます。

続きまして、(イ)の地下水の水位及び流況の変化の程度でございます。ごみバンカ、焼却設備、排ガス処理設備部分の掘削区域については、底面が東京層第一砂質土層の深度となるため、帯水層を含む上部有楽町層砂質土層及び東京層第一砂質土層を掘削することにより、各帯水層からの地下水の湧出が懸念されます。そこで、掘削区域の周囲を遮水性の高い山留壁(SMW)で囲み、その先端を東京層第一砂質土層下部の難透水層に到達するGL約-37mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出や山留め下側から回り込む地下水の流入を抑制する計画としてございます。また、煙突基礎部分では、掘削区域の底面が上部有楽町層砂質土層の深度となり、掘削底部から地下水湧出の懸念があるため、鋼製矢板などを掘削深度より深いGL約-13mまで根入れをし、地下水の回り込みを防ぐこととしてございます。したがって、掘削工事に伴う地下水の湧出や回り込みを抑制するとともに、掘削面内の揚水は山留壁(SMW)や鋼製矢板などの内部に限られるため、周辺の地下水位を著しく低下させること及び

流況が大きく変化することはないと予測してございます。

続きまして、(ウ)の地盤沈下の範囲及び程度についてでございます。本事業における掘削工事では、山留壁として鋼製矢板や遮水性の高いSMWを採用する計画で、これらの対策を行うことにより、周辺からの地下水の湧出を抑制し、周辺の地下水位に及ぼす影響は小さいと予測してございます。したがって、地盤沈下が生じることは少ないと予測してございます。

右の373ページに参ります。

工事の完了後でございます。

(ア)の地盤の変形の範囲及び変形の程度についてでございます。計画建築物の地下外壁は土圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画で、これにより、地下躯体工事完了後においては山留壁及び地下外壁によって地盤の安定性が保たれることから、地下構造物の存在により地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤などへの影響は小さいと予測してございます。

(イ)の地下水の水位及び流況の変化の程度についてですが、地下水の流況については、地下構造物の規模が366ページ及び367ページの図に示すとおり、地下水面の広がりから見ると小さく局所的で、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考察してございます。地下構造物の存在による地下水の水位及び流況への影響は小さいと予測してございます。

(ウ)の地盤沈下の範囲及び程度についてでございます。地下構造物の規模は、地下水面の広がりから見ると小さく局所的であり、工事の完了後における周辺の地下水位への影響は小さく、地盤沈下が生じる可能性は低いと予測してございます。

続きまして、環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置で、工事の施行中につきましては、工事に際しては、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留壁(SMW)で囲み、かつその先端を東京層第一砂質土層下部の難透水層に到達するGL約-37mまで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留め下側から回り込む地下水の流入を防ぐ工法を採用するとしてございます。なお、山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上、決定するとしてございます。

また、工事の完了後につきましては、計画建築物の地下外壁は、土圧に耐える十分な剛性を持つものとしてございます。

続きまして、予測に反映しなかった措置でございます。

工事の施行中ですが、工事に先立ち観測井を設置し、工事の施行中における主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、

異常があった場合には適切に対処するとしてございます。また、盤ぶくれなどが生じるおそれがある場合には、ディープウェルによる掘削部分周辺の地下水位低下工法や山留壁の根入れをさらに深くするなどの対策のうち、周辺への影響を最小限にとどめる対策を講じ、盤ぶくれなどを防止するとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、374ページをお願いいたします。

工事の完了後でございますが、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行うとしてございます。

続きまして、評価でございます。

評価指標のうち、工事の施行中は、掘削工事に起因する地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物などに影響を及ぼさないこと、また、工事の完了後は、地下構造物の存在に起因する地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物などに影響を及ぼさないこととしてございます。

続きまして、評価の結果でございます。

工事の施行中のうち、(ア)の地盤の変形の範囲及び変形の程度については、建設工事などにおいて一般的に採用されている工法で、十分に安定性が確保されている鋼製矢板などによる山留めや山留壁(SMW)工法を採用し、掘削工事の進捗に合わせ、切ばり支保工を設けるなど、山留壁面への土圧に対する補強を行い、山留壁の変位を最小にとどめるとしてございます。したがって、掘削工事に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤などに及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさず、評価の指標を満足すると考察してございます。

(イ)の地下水の水位及び流況の変化の程度については、掘削工事について、掘削深度の浅い区域は、鋼製矢板などを掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域は、遮水性の高い山留壁(SMW)により掘削区域を囲み、かつその先端をGL約-37mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考察してございます。また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処することとしてございます。したがって、掘削工事が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考察してございます。

続きまして、(ウ)の地盤沈下の範囲及び程度については、掘削工事では、山留壁として鋼製矢板や遮水性の高いSMWを採用し、これらの対策により、周辺からの地下水の湧出を抑制

し、周辺の地下水位に及ぼす影響は小さいとしてございます。また、定期的に測量を行うことによりまして、工事の施行中も地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処するとしてございます。したがって、掘削工事に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤などに及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさず、評価の指標を満足すると考察してございます。

続きまして、工事の完了後のうち、(ア)の地盤の変形の範囲及び変形の程度については、計画建築物の地下外壁は土圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画でございまして、地下躯体工事完了後においては、山留壁(SMW)及び地下外壁によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものとしてございます。したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤などに及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないため、評価の指標を満足すると考察してございます。

(イ)の地下水の水位及び流況の変化の程度については、地下構造物の規模が地下水面の広がりから見ると小さく局所的で、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられ、地下水の水位及び流況への影響は小さいとしてございます。また、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行うとしてございます。したがって、地下構造物の存在に起因する地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性は低く、計画地周辺の地下水に及ぼす影響は小さいと考察してございます。

(ウ)の地盤沈下の範囲及び程度につきましては、本事業における地下構造物の規模は地下水面の広がりから見ると小さく局所的で、工事の完了後における地下水の水位への影響は小さく、地下構造物の存在に起因する地盤沈下が生じる可能性は低く、計画地周辺の地盤などに及ぼす影響は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさず、評価の指標を満足すると考察してございます。

本日の資料1ページ、資料1-1にお戻りください。

資料の中ほどより少し下でございます。都民の主な意見はなしで、関係区長などの意見もございませんでした。

これらを踏まえまして、担当の宮越委員に御検討いただいた結果、意見はございませんでした。

地盤についての説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、宮越委員、何か補足することがございますでしょうか。

○宮越委員 この計画地周辺地域は、そもそも地盤が低くて、河川くぼ地に位置しています。

この地域と、計画地と河川の間には堤防があるわけなんですけれども、現地視察のときに質問させていただいたところ、堤防の所管先とは既にもう情報の共有をされていて、工事期間中もしていただけるということでしたので、これは極めて大事だと思いますので、ぜひお願いします。

あと、この周辺への影響、この評価書案で言っている周辺への影響を未然に防止するという事なんですけど、この計画地内には汚染土壌の封じ込め槽がありまして、周辺の地盤とともに、この計画地内の地盤変動も極めて重要だと思います。この計画地内の地盤変動についてもきちんと見ていただけると評価書の中で言われていますので、ぜひお願いします。

あと1点なんですけど、この評価書案の中で、この止水壁の設置深度について、難透水層という言葉が出てくるんですけども、この難透水層という言葉の定義がいまいちはっきりしないところがありました。それで、私のほうから、この項目別検討の際に御確認させていただいたところ、前回の工事の際の、きちんと透水性の測定を行っていて、それに基づいて難透水層を設置しているということでしたので、この評価書案の中の書き方だけだとよく分からないところがありますから、それは適宜追加していただけると聞いていますので、ぜひお願いします。

これらのことを勘案して、意見なしとさせていただきます。

以上です。

○平手部会長 事務局から何かございますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 ありがとうございます。

今、宮越先生からいただきました地盤面の変位の把握、それから難透水層の根拠、こちらについて、次の評価書のステージでという御指摘につきましては、事業者のほうに伝えてまいります。

○平手部会長 御質問等がございましたら、お願いいたします。

池本委員。

○池本委員 今回の事業は、同じ場所での建替えだと思うんですけども、それで、今回のこの評価のところ掘削深度の話が出ていたりするんですけども、平面図とかを見ると、大体同じような車両動線とか煙突の位置とか、そうすると、ごみバンクの位置とかも似たようなところになるのかなというように思うんですけども、現在と比べてどういうふうにならっていくのかという、そういう例えば掘削深がもっと深くなるのかとか、横幅が広がるのかとか、そういうような情報というのはあるのでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 少々お待ちください。

お待たせしました。

評価書案の 19 ページをお願いいたします。

こちらに既存と、それから建替え後の施設の概要、構造などということが示されてございまして、工場棟、この深さのところなんです、既存のものは-16.0m、それから、建替え後については-18.5m ということで、こちらについてはごみバンカの深さが基準ということで、既存の工場よりも深度は建替え後については工場棟は深くなるということでございます。

○池本委員 はい、ありがとうございます。

ここの評価のところ、これはこれですごくしっかりやられているので、特に何をしてほしいという話じゃないんですが、やはり、同じところでの建替えの事業なので、そのあたりが分かると、もうちょっと焦点の絞れたようなことも言えるのかなというふうに感じたので、今後、こういうような建替えの事業のときには、そのような特徴というか、そういったものも踏まえたような考察があるといいなというふうに感じました。

以上です。

○平手部会長 では、また、その辺、よろしく御対処ください。

○森本アセスメント担当課長 はい、事業者のほうに今の御指摘、伝えてまいりたいと思います。

○平手部会長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

特に御意見がないようですので、地盤につきましては、意見なしといたします。

次に、水循環について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

本日の資料 2 ページをお願いいたします。資料 1-2、水循環の項目審議資料でございます。こちらでも評価書案の冊子に沿って御説明をさせていただきます。

お手元の評価書案の 377 ページ、こちらをお願いいたします。

現況調査の調査事項でございますが、表 8.6-1 にございますとおり、水域の状況など 7 事項がございます。

379 ページをお願いいたします。

調査結果でございます。水域の状況である地下水、湧水の状況のうち、地下水の存在、規模及び流動の状況、及び地下水位の状況でございますが、これは先ほど地盤の項目で説明を

させていただきましたので、割愛をさせていただきたいと思います。

382 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項のうち、工事の施行中は、掘削工事、山留壁の設置に伴う地下水の水位、流況の変化の程度、また工事の完了後は、地下構造物などの存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度、地表構造物の設置に伴う雨水の表面流出量の変化の程度としてございます。

少し下に参りまして、イの予測条件でございますが、371 ページをお願いいたします。

地下構造物の状況は 371 ページの図に示されるとおりでございます。清掃工場の地下には縦、横、それから深さがこちらの本文に記載の寸法程度の地下構造物を建設する計画でございます。

続きまして、雨水の流出抑制施設でございます。雨水流出抑制施設を江戸川区の条例に基づき、以下のとおり計画してございます。計画する雨水流出抑制施設の整備検討図は、384 ページの図 8.6-2 に示すとおりでございます。

また、浸透域の面積についてでございます。計画地の敷地面積は、こちら、本文に記載の面積でございます。このうち緑地の 5,880.7m<sup>2</sup>が条例における浸透域でございます。

右側に参りまして、必要雨水流出対策量でございますが、こちらは、江戸川区の条例施行規則に基づきまして、こちら、本文に記載の式のとおり、雨水流出対策量、1,129.159m<sup>3</sup>の雨水流出抑制施設の設置が求められてございます。

また、雨水流出抑制施設につきましては、必要対策量を上回る 1,200m<sup>3</sup>程度の雨水貯留施設を設置し、雨水流出抑制量は、①浸透域による流出抑制量が 294m<sup>3</sup>程度、②貯留による対策量（雨水流出抑制施設）が 1,200m<sup>3</sup>程度であることから、合計で 1,494m<sup>3</sup>程度としてございます。

386 ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置のうち、工事の施行中は、工事に際しては、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留壁（SMW）で囲み、かつ、その先端を GL 約-37m まで根入れして、各帯水層からの地下水の湧出を抑制するとともに、山留下側から回り込む地下水の流入を防ぐ工法を採用する。なお、山留壁の詳細な根入れ深さは、地盤調査の結果を考慮の上、決定するとしてございます。

また、工事の完了後は、計画地内の緑化に努め、地下水への涵養を図ること。江戸川区と

協議の上、区の条例に定める雨水流出抑制として、貯留施設を設けることとしてございます。

予測に反映しなかった措置としましては、工事の施行中は、工事に先立ち観測井を設置し、主要帯水層の地下水位の変動を把握するとともに、定期的に測量を行うことにより地盤面の変位を把握し、異常があった場合には適切に対処する。また、盤ぶくれなどが生じるおそれがある場合には、ディープウェルによる掘削部分周辺の地下水位低下工法や山留壁の根入れをさらに深くするなどの対策のうち、周辺への影響を最小限にとどめる対策を講じ、盤ぶくれなどを防止すること。

また、工事の完了後については、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行うとしてございます。

続きまして、評価でございます。

評価の指標のうち、工事の施行中は、掘削工事及び山留壁の設置により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこととしてございます。

また、工事の完了後は、地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。江戸川区の条例に定める必要な対策量を確保し、雨水の表面流出量を軽減することとしてございます。

右側、387 ページをお願いいたします。

評価の結果でございます。

工事の施行中の（ア）地下水の水位、流況の変化の程度につきましては、掘削工事について、掘削深度の浅い区域は鋼製矢板などを掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域は遮水性の高い山留壁（SMW）により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-37mまで根入れして、各帯水層からの湧水の抑制及び下側から回り込む地下水の流入を防止することから、計画地周辺の地下水位を著しく低下させることはなく、流況が大きく変化することはないと考察としてございます。また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処することから、掘削工事及び山留壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると、考察してございます。

また、工事の完了後の地下水の水位、流況の変化の程度は、地下構造物の規模が地下水面の広がりから見ると小さく局所的で、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられ、地下水の水位及び流況への影響は小さい。また、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行うことから、地下構造物などの存在が計画地

周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さく、評価の指標を満足すると考察してございます。

表面流出量の変化の程度でございます。緑地による浸透域の確保及び貯留施設の雨水流出抑制施設の設置により、江戸川区の条例に定める雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画で、表面流出量の変化は小さく、評価の指標を満足すると考察してございます。

本日の資料2ページ、資料1-2にお戻りください。

こちらのページの真ん中より少し下でございます。

都民の主な意見、それから関係区長などの意見はございませんでした。

以上を踏まえまして、担当の宮越委員に御検討いただいた結果、意見はございませんでした。

水循環の説明は以上でございます。

○平手部会長 宮越委員、何か補足することはございますでしょうか。

○宮越委員 本工事に伴って、工事の実施中においてはかなりの量の揚水が予想されると思いますが、止水壁を設置するというのと、また、その止水壁の深度については実際の調査に応じて深度を適宜対応、きちんと設置しますということを伺っています。また、この雨水浸透施設の設置に当たっては、この評価書にも、江戸川区と協議ではやると書いてありますので、そのようなことを勘案して、意見なしとさせていただきます。

○平手部会長 それでは、何か御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御意見ないようですので、水循環につきましては、意見なしといたします。

それでは次に、自然との触れ合い活動の場について事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

本日の資料3ページ、資料1-3、自然との触れ合い活動の場の審議資料でございます。こちらの自然との触れ合い活動の場、こちらにつきましても、お手元の評価書案、こちらの冊子に沿って説明させていただきます。

評価書案の451ページをお願いいたします。

現況調査の調査事項でございますが、表8.10-1にございますとおり、主要な自然との触れ合い活動の場の状況など5事項でございます。

続きまして、調査方法でございます。

主要な自然との触れ合い活動の場の状況についてでございますが、現地調査では、452ペ

ージの表 8.10-2 に示す期間に、453 ページの図、こちらに示されます計画地内緩衝緑地において、自然との触れ合い活動の場での設備の設置状況及び利用状況を確認してございます。また、自然との触れ合い活動の場における設備の設置状況は写真撮影により行いまして、利用状況に関する調査は、2 時間ごとに調査地域を踏査し、利用実態を目視などで把握することにより行ってございます。

454 ページをお願いいたします。

調査結果でございます。

主要な自然との触れ合い活動の場の状況についてでございますが、既存資料調査は、453 ページ、こちらの図にございますとおり、計画地の自然との触れ合い活動の場としては、江戸川清掃工場緩衝緑地がでございます。こちらの緩衝緑地は、江戸川清掃工場の敷地内にある敷地面積約 5,000m<sup>2</sup> の緑地で、管理は江戸川清掃工場が行っておりまして、一般に開放されてございます。緩衝緑地には、高木、中低木の植栽や広場のほか、ベンチが整備されておりまして、利用者が自然と触れ合うことのできる環境が形成されてございます。

続きまして、現地調査でございます。

緩衝緑地内の設備等の状況は、456 ページの写真 8.10-1 (1) ～ (6)、それから、その右側のページ、457 ページの図 8.10-2 に示されるとおりでございます。緩衝緑地内には、散策路、ベンチのほか、広場が設けられ、江戸川区の木であるクスノキのほか、コブシ、サザンカなど 20 種以上の植栽が植樹されておりまして、散策や自然観察による利用、子供たちの遊び場としての利用や広場でのゲートボールが可能となっております。計画地の中心から見て、出入り口は北西側、北側、東側に位置しておりまして、終日緩衝緑地内の通り抜けが可能となっております。緩衝緑地内に駐車場は設置されてございません。

調査を実施した時間帯における利用者数及び利用目的は、右の 455 ページ、こちらの表 8.10-4 に示すとおりでございます。平日及び休日、並びに季節を通じて利用者数や利用形態に大きな差はなく、朝夕の犬の散歩や、緩衝緑地内を通路として利用している歩行者及び自転車が多く、広場でのゲートボールやボール遊びなども見られまして、緩衝緑地帯内に設置されたベンチにおいて休息をとる利用者も見られてございます。

少し飛びまして、460 ページをお願いいたします。

予測でございます。

予測事項は、建替工事に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度でございます。

少し下に参りまして、(5) 予測結果でございます。

工事の施行中については、施設の建替工事中は、建設機械などの稼働に伴う粉じん及び騒音の発生が予測されまして、仮囲いや解体工事中の全覆いテントなどの設置による環境保全措置を行う計画でございます。仮囲いの範囲は、右の461ページの図のとおり、広場を除く緩衝緑地内北側及び東側の散策路あたりまでで、計画地北側及び東側の道路に緩衝緑地に沿って歩道が整備されていること、ゲートボールなどが行われている広場は開放していることから、利用環境に大きな影響はないものと考察してございます。緩衝緑地の整備は、仮囲いの範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画で、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化を最小限にとどめられるものと考察してございます。

続きまして、工事の完了後につきましては、右の461ページの図に示されるように、現況と同様の配置に再整備する計画で、新たに植栽する樹木は江戸川区みどりの基本計画に配慮し、季節感に配慮した植栽を行う計画でございます。したがって、本事業の実施によりまして、自然との触れ合い活動の場は周囲の街路や地域の緑との調和が図られるものと予測すると。緩衝緑地の整備計画の詳細は、事業の進捗にあわせて江戸川区など関係各機関などと協議を行い決定する予定でございます。

462ページをお願いいたします。

環境保全のための措置でございます。

予測に反映した措置の工事の施行中については、工事区域では、仮囲いや解体工事中の全覆いテントなどの設置による粉じん及び騒音の低減、散水などの粉じんの飛散防止などを行うこと。

また、工事の完了後は、江戸川区みどりの基本計画などの自然との触れ合い活動の場に係る各種計画などを考慮した緑化計画を実施するとしてございます。

また、予測に反映しなかった措置の工事の施行中については、緩衝緑地の利用者を含める歩行者などの安全確保のため、計画地の工事用車両の出入り口付近に交通整理員を適切に配置するとしてございます。

続きまして、評価でございます。

評価の指標のうち、工事の施行中については、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと。工事の完了後は、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと。それから、江戸川区みどりの基本計画に示されている基本方針としてございます。

続いて、評価の結果でございます。

工事の施行中は、施設の建替工事中は、粉じん、騒音による影響を低減するため、仮囲いや解体工事中の全覆いテントなどの設置及び散水などを行い、緩衝緑地の一部が仮囲いの範囲となりますが、仮囲いの範囲外に生育する既存樹木をそのまま残す計画で、緩衝緑地に沿って歩道があること、それからゲートボールなどが行われている広場は開放していることから、利用環境や自然との触れ合い活動の場が持つ機能への影響は最小限にとどめられるものと考察としてございます。したがいまして、評価の指標を満足すると考察してございます。

工事の完了後については、一部の既存樹木を残しつつ現況と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保し、新たに植栽する樹木は江戸川区みどりの基本計画に基づき季節感に配慮した植栽を行い、適切に維持管理していく計画で、評価の指標を満足するものと考察してございます。

本日の資料3ページ、資料1-3にお戻りください。

こちらのページの中ほどより少し下でございます。

都民、それから関係区長などからの御意見はございませんでした。

以上を踏まえまして、御担当の池邊委員に御検討いただいた結果、意見はございませんでした。

自然との触れ合い活動の場についての説明は以上でございます。

○平手部会長 それでは、池邊委員、何か補足することはございますでしょうか。

○池邊委員 今、御報告がありましたように、特に意見はなしとしております。

しかしながら、この場所は、455ページに見るとおり、平日で112人～124人、休日では110人～151人程度の利用者がさまざまな形でこの場所を利用しております。そして、また、周りには、江戸川二丁目広場やくつろぎの家、保育園などが立地しております。

そんなこともありまして、今回の461ページでは、緩衝緑地として既存緑地と新設緑地がグリーン色の濃淡で塗り分けられております。もちろん、これによる計画によって著しい変化はないんですけれども、皆さん御存じのように、これが建てられた平成9年ごろの緩衝緑地というのは、どちらかというとき常緑樹の遮蔽植栽といいますか、そういった形のものでございます。この写真を見る限り、非常によく管理されていて、そんなに暗くなっているような形はないんですけれども、今後はやはり、ここで言う、江戸川区のみどりの基本計画に示されているような季節感に配慮した植栽という言葉がございましてけれども、より地域の人たちに季節感を感じさせるような樹木の選定等を行っていただき、自然との触れ合い活動が促

進されるように計画をしていただければということをお願いします。

○平手部会長 事務局から何かございますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 池邊先生、貴重な御意見、ありがとうございます。

今いただいた御指摘、御意見につきましては、今後の計画に向けまして、事業者のほうに伝えてまいります。

○平手部会長 よろしく申し上げます。

それでは、御質問等がございましたら、お願いいたします。

池本委員。

○池本委員 461 ページの図なんですけれども、仮囲いで、東側はこの緩衝緑地を分けているというのが分かるんですが、ほかのところ、例えば南西側でこの計画地の境界線と異なっているようなところとか、あと西側でちょっと内側に入っているところとか、あと北側、これ電柱か何かで形変えているのかなというふうに感じたんですけれども、特に南西側がどうしてこういう形状なのかなというのが少し気になったので、分かれば教えていただきたいなと思いました。

○森本アセスメント担当課長 はい、少々お待ちください。

お待たせしました。

こちらについては、特段、事業者の方からはどういうことかということは伺っていないんですけれども、事務局としましては、こちらの部分は施行上の関係ではないかと、推察してございます。

○平手部会長 よろしいですか。

○池本委員 まあいびつな形なので、もし分かれば、何か意味は特にないんですけれども、何か分かれば教えていただければ、そういう程度です。

○平手部会長 じゃ、よろしく申し上げます。

ほかに何か質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

特に、御意見ないようですので、自然との触れ合い活動の場につきましては、意見なしといたします。

本日予定いたしました審議は全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 10 時 48 分閉会)